

# 主な検討課題（案）

～第1回会合での検討を踏まえた改訂～

---

2020年6月4日  
事務局

## ➤ 議論の前提としての確認事項（発信者情報開示請求に係る制度によって確保を図ろうとする法益等）

- ・発信者情報開示請求に係る制度の見直しに当たっては、発信者情報開示請求権によって確保を図ろうとする法益は何か、を確認した上で、その実現のための具体的な方策の在り方について検討を深めることが適当ではないか。
- ・発信者情報開示請求に係る制度の趣旨は、権利侵害を受けたとする者（「被害者」）の救済がいかに円滑に図られるようにするか、という点（被害者救済という法益）と、適法な情報発信を行っている者のプライバシー・通信の秘密をいかに確保するか、という点（表現の自由の確保という法益）の両者の法益を適切に確保することにあると考えられるが、どうか。
- ・円滑な被害者救済を図る観点から、法第4条の発信者情報開示請求権の開示要件である「権利侵害の明白性」(\*) について、より緩やかな要件とすべきとの考え方について、どう考えるか。

※「権利侵害の明白性」とは、「権利の侵害がなされたことが明白であるという趣旨であり、不法行為等の成立を阻却する事由の存在をうかがわせるような事情が存しないことまでを意味する。」（総務省総合通信基盤局消費者行政第二課著「改訂増補第2版プロバイダ責任制限法」79頁）

- 現行の省令に定められている発信者情報開示の対象のみでは、発信者を特定することが技術的に困難な場面が増加。
  - ・電話番号の追加を検討するのは、どうか。その場合の課題等は何か。(→資料2-1関係)
  - ・ログイン時のIPアドレスなど、投稿時以外のIPアドレスについてはどうか。開示対象に追加することの有用性・必要性・相当性や、法律の委任範囲との関係で、どのような課題があるか。
  
- 権利侵害が明白と思われる場合であっても、発信者情報が裁判外で(任意に)開示されないケースが多い。
  - ・任意開示が少ない理由は何か、プロバイダ等が権利侵害の明白性を判断することが難しいケースが多いためと考えられるのではないか。権利侵害が明白な場合に任意開示を促進する方策を講じることは、円滑な被害者救済の観点から、どのような効果があると見込まれるか。
  - ・任意開示を促進する方策を講じる場合、逆に行き過ぎた任意開示を防止するための方策や、発信者情報開示請求権の悪用を防止するための方策も併せて必要か。

➤ 裁判外で開示がなされない場合、発信者の特定のための裁判手続に時間・コストがかかり(特に海外プロバイダを相手として訴訟提起する場合は、訴状の送達手続に多くの時間を要している。)、救済を求める被害者にとって負担。

→・発信者に対する損害賠償等の請求の前に、発信者を特定するために複数回の裁判手続が必要となっている現状を踏まえて、どのような方策が考えられるかについて検討が必要ではないか。

・(仮に電話番号について訴訟手続によることが必要な場合)海外への訴状の送達手続に時間を要することが予想されることなどを踏まえて、どのような方策が考えられるかについて検討が必要ではないか。

・任意開示が少ない理由が、プロバイダ等が権利侵害の明白性を判断することが困難であるためであるとすると、権利侵害の明白性の判断を迅速に行うことができるようにする手続が必要と考えられるが、どうか。また、その場合、具体的にはどのような措置が考えられるか。